

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案要綱

第一 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正

一 被害者参加旅費等の支給

1 被害者参加人（刑事訴訟法第三百十六條の三十三第三項に規定する被害者参加人をいう。以下同じ。）が同法第三百十六條の三十四第一項（同条第五項において準用する場合を含む。二の二において同じ。）の規定により公判期日又は公判準備に出席した場合には、法務大臣は、当該被害者参加人に対し、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとする。こと。（第五条第一項関係）

2 1の規定により支給する旅費、日当及び宿泊料（以下「被害者参加旅費等」という。）の額については、政令で定めるものとする。こと。（第五条第二項関係）

二 被害者参加旅費等の請求手続

1 被害者参加旅費等の支給を受けようとする被害者参加人は、所定の請求書に法務省令で定める被害者参加旅費等の算定に必要な資料を添えて、これを、裁判所を経由して、法務大臣に提出しなければならないものとする。こと。（第六条第一項関係）

2 裁判所は、1の規定により請求書及び資料を受け取ったときは、当該被害者参加人が刑事訴訟法第三百十六條の三十四第一項の規定により公判期日又は公判準備に出席したことを証明する書面を添えて、これらを法務

大臣に送付しなければならないものとする。 (第六条第二項関係)

三 協力の求め

法務大臣は、被害者参加旅費等の支給に関し、裁判所に対して必要な協力を求めることができるものとする。 (第七条関係)

四 日本司法支援センターへの被害者参加旅費等の支給に係る法務大臣の権限に係る事務の委任

次に掲げる法務大臣の権限に係る事務は、日本司法支援センター (総合法律支援法第十三条に規定する日本司法支援センター) をいう。以下同じ。 (第八条第一項関係)

1 一の1の被害者参加旅費等の支給

2 二の1の請求の受理

3 三の協力の求め

五 被害者参加弁護士を選定の請求に係る要件の緩和

刑事訴訟法第三百十六条の三十四から第三百十六条の三十八までに規定する行為を弁護士に委託しようとする被害者参加人であつて、その資力 (その者に属する現金、預金その他政令で定めるこれらに準ずる資産の合計額をいう。) から、手続への参加を許された刑事被告事件に係る犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養に要する費用その他の当該犯罪行為を原因として請求の日から六月以内に支出することとなると認められる費用の額を控除した額が基準額 (標準的な六月間の必要生計費を勘案して一般に被害者参加弁護士 (被害者参加人の委託を

受けて同法第三百十六条の三十四から第三百十六条の三十八までに規定する行為を行う弁護士をいう。以下同じ。
。）の報酬及び費用を賄うに足りる額として政令で定める額をいう。）に満たないものは、当該被告事件の係属する裁判所に対し、被害者参加弁護士を選定することを請求することができるものとする。こと。（第十一条第一項関係）

六 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 総合法律支援法の一部改正

一 日本司法支援センターの業務の範囲

日本司法支援センターは、第一の四に規定する権限に係る事務を行うものとする。こと。（第三十条第一項関係）

二 区分経理

総合法律支援法第三十条第一項第三号及び一の業務並びにこれらに附帯する業務についてそれら以外の業務と経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならないものとする。こと。（第四十三条関係）

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 附則

一 この法律の施行期日について定めること。（附則第一項関係）

二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。（附則第二項及び第三項関係）